

平成30年度事業計画

第1 犯罪の予防及び防犯思想の普及啓発に関する総合防犯事業の推進

山形県における刑法犯認知件数は、平成15年以降減少傾向にあり、平成29年は4,000件を下回って、4年連続して戦後最少を更新しており、山形県における治安情勢は平穩に推移している。

しかしながら、県民の不安感の高い侵入犯罪や自転車等の乗り物盗、車上ねらい、さらには、うそ電話詐欺や重要犯罪に発展することが懸念される子どもや女性を対象とした犯罪は、依然として跡を絶たない現状にある。

また、社会経済情勢の変化や少子高齢化社会の伸展は、地域社会を取り巻く防犯環境に大きな影響を及ぼしかねない情勢下であり、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、個人や地域における防犯力のさらなる強化が求められている。

このような情勢を踏まえ、本年も、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの街は自分たちで守る」という自主防犯意識を更に高揚させるとともに、なお一層の地域防犯力の向上に向け、次に掲げる総合的な防犯対策事業を推進する。

1 犯罪の予防、広報・啓発

(1) 各季地域安全運動の推進

県警察や市町村、少年健全育成団体等の防犯関係機関・団体と連携を図り、取組重点を定めた各季地域安全運動を行う。

- ア 春の地域安全運動 (4月～5月のうちの10日間)
- イ 明るいやまがた夏の安全県民運動 (7月20日～8月19日)
- ウ 全国地域安全運動 (10月11日～10月20日)
- エ 年末地域安全運動 (12月1日～12月31日)

(2) 広報・啓発活動の推進

各種犯罪被害を防止するために、各種広報媒体を活用した幅広い広報、啓発活動を行う。

ア ラジオ等活用の広報・啓発

「みんなで『声掛け・鍵掛け・心掛け』」の防犯サウンドロゴ入りラジオスポット広報用CM(20秒)、うそ電話詐欺撲滅キャンペーンとしてのテレビスポット広報用CM(15秒)を放送するなどして広報・啓発活動を行う。

イ 機関誌「防犯やまがた」等の発行・配付

① 明るいやまがた夏の安全県民運動及び年末地域安全運動に連動した機関誌「防犯やまがた」を発行し、各地区防犯協会、各市町村を通じて、県内全世帯に回覧する。

また、各市町村とのメール網を活用し、各地区防犯協会の活動事例紹介、賛助会員の紹介、各種広報、お知らせ等を掲載した「県防連だより」を発行し、防犯活動への活用を促し、防犯対策の輪を広げる。

② ホームページを活用し、情報公開・情報発信活動を積極的に行い、防犯活動に対する県民の理解を深める。

③ 機関誌「安心な街に」(全国防犯協会連合会発行月刊誌)を各地区防犯協会等に毎月配付し、全国の活動事例などを紹介する。

ウ ポスター、リーフレット、チラシ等の作成及び配付

各季地域安全運動に連動して、防犯ポスターやリーフレット、チラシ等の広報・啓発資料を各地区防犯協会等を通じて配付する。

エ 報道機関・市町村広報紙(誌)などを活用した広報

新聞、放送等の報道機関を活用した防犯特集記事や依頼出演による防犯キ

キャンペーン、防犯広告等による広報を行うほか、各自治体広報紙（誌）や地域ミニコミ紙等を活用した広報を行う。

(3) 防犯ボランティアへの活動支援

ア 青色防犯パトロールへの支援

青色回転灯装備車（宝くじ号）、青色防犯パトロール車（青色回転灯装着車）の拡大を図るとともに、青色パト活動マニュアル「安全・安心青色パトロールガイドブック」や「映像版（DVD）」を活用するなどして、県警察と連携して、青パト活動内容の充実、強化を図る。

① 県内全域に青色防犯パトロール車を整備することを目標に、全国防犯協会連合会に対し、青色回転灯装備車（宝くじ号）の配備について、積極的に働きかける。

② 県内全ての地域の隅々まで青色防犯パトロール車の青い光を届けられるよう、着脱式の車載用青色回転灯と地域安全パトロール中のマグネット表示板をセットで、各地区防犯協会に支援する。

③ 日本財団の青パト購入助成事業を積極的に紹介し、青色回転灯及びスピーカー登載の防犯パトロール車の整備を促す。

④ 簡易設置型青パト用車載拡声器を貸し出すなどにより、青パト従事者における子ども達等との触れ合い活動を推奨する。

イ 防犯ボランティア保険料の一部助成

防犯ボランティア（防犯協会員等）が、安心して各種防犯活動に取り組めるよう、不慮の事故に備えた防犯ボランティア保険（団体総合補償保険）の保険料一部助成を行う。

ウ 防犯広報資料の配付

防犯活動を行う際の手引きとなる防犯ハンドブックや防犯広報用パンフレット、防犯ポスター、防犯用DVD等を配付し、防犯ボランティア活動を支援する。

エ 視聴覚教材の整備・貸出し

防犯教室、研修会等で使用する防犯用DVD等を貸し出すなどにより、広報・啓発活動を支援する。

(4) 表彰の実施

防犯功労者等を顕彰することにより、防犯ボランティア活動に従事している個人・団体を労うとともに、地域防犯活動の活性化と防犯意識の高揚を図る。

ア 県防犯功労者（団体）表彰

定時総会等において、当連合会表彰規程に基づき、防犯功労者、優良防犯団体等を表彰する。

イ 全国、東北管区の防犯功労者（団体）表彰の上申

東北防犯協会連絡協議会表彰規程及び全国防犯協会連合会表彰規程に基づき、防犯功労者、防犯功労団体を積極的に上申する。

(5) 市町村防犯事務担当者研修会の開催

地域社会における防犯活動の指導者育成を図り、地域防犯活動を活性化させるために、11月中に各市町村の防犯事務担当者の研修会を開催する。

(6) 暴力排除及び薬物乱用防止活動

ア 暴力排除運動等への協力

山形県警察本部、（公財）山形県暴力追放運動推進センター、山形県覚醒剤等追放協議会等の関係機関・団体と連携を図り、暴力排除活動・薬物乱用防止キャンペーン等の各種活動を推進する。

イ 広報・啓発

① 風俗営業管理者講習や市町村防犯事務担当者研修会等において、暴力排除講話等の広報・啓発活動を行う。

② 暴力排除・薬物乱用防止のポスター、パンフレット等の広報資料の配付、

啓発用DVDの貸し出しによる広報・啓発活動を行う。

2 青少年の非行防止、健全育成

(1) 「第57回山形県少年の主張大会」の開催と記録集の発行

ア 少年の主張大会の開催

9月24日、国際交流プラザビックウイングにおいて、山形県青少年育成県民会議、(株)山形新聞社、山形放送(株)との共催で、次世代を担う少年の健全育成を図ることを目的に、県内の中学生を対象とした「第57回山形県少年の主張大会」を開催する。

イ 記録集の作成・配付

青少年の健全育成用資料として、全国大会における優秀者や県大会出場選手の発表論旨について記録集を作成し、各市町村、各地区防犯協会、各学校、関係機関・団体に配付する。

ウ 成績優秀者の表彰及び報道機関を通じた広報

県大会の優秀者を表彰するとともに、新聞、ラジオでその発表内容を広く県民に紹介し、青少年の健全育成気運や規範意識の醸成を図る。

(2) 「第30回防犯広報作品コンクール」の実施

ア 防犯広報作品コンクールの実施

山形県青少年育成県民会議、(株)山形新聞社、山形放送(株)との共催で、県内の小・中・高校生を対象として防犯ポスター、防犯標語を募集し、9月26日に審査会を行う「第30回防犯広報作品コンクール」を実施する。

イ 表彰及び優秀作品による防犯ポスター作成

優秀作品について、小・中・高校生毎に表彰するとともに、当該作品で防犯ポスターを作成し、県内の小・中・高校、各地区防犯協会、各市町村等に配付して、防犯意識の高揚と青少年の健全育成を図る。

(3) 健全育成少年柔道・剣道大会の後援

少年の健全育成を目的として全県規模で行われる少年柔道・剣道大会を後援し、大会の優勝者に対する会長杯の授与、成績優秀者に対するメダルの授与により賞揚するとともに、大会状況や成績優秀者については、ホームページ等で紹介して、青少年の健全育成に資する。

(4) その他

各種少年健全育成運動に対する後援、協賛を行う。

3 自転車防犯登録

「山形県自転車防犯登録実施要綱」に基づき、県警察本部及び山形県自転車防犯登録協会並びに当連合会の三者で、自転車盗難の防止、盗難又は遺失した場合の早期回復を図るために、次の事業を行う。

(1) 自転車防犯登録カードの入力

登録店(自転車販売店)から送付された防犯登録カードの集約、点検、電算入力作業等を行う。

(2) 自転車防犯登録の広報・啓発活動

未登録自転車や新規購入自転車等の自転車利用者に対して、自転車防犯登録の実施を徹底するよう、関係者と協働した各種の広報・啓発活動を行う。

第2 善良な風俗環境等に関する事業の推進

「山形県風俗環境浄化協会」として山形県公安委員会の指定を受けて、善良の風俗の保持、風俗環境の浄化、青少年の健全育成を図るために、次の事業を行う。

1 風俗営業管理者講習の実施

県内全ての風俗営業所の管理者を対象に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、定期講習を年度中12回、処分時及び臨時の講習を必要に応じてそれぞれ行う。

2 風俗営業所の構造・設備等調査の実施

風俗営業の許可申請及び変更承認申請に応じて、営業所の構造・設備等における技術上の基準の適合性等についての調査を行う。

3 その他

善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に資するための飲食店組合等民間の自主的な活動を援助するほか、県が主催する「青少年のための環境づくり懇談会」による啓発活動や風俗営業管理者講習及び調査活動時における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の関係法令の遵守、薬物乱用の防止等について指導を行う。

第3 遊技業の健全化事業及び防犯資機材の斡旋事業の推進

不正遊技機や遊技機による不正行為等の犯罪行為を防止し、大衆娯楽産業としてのパチンコ店等の健全な発展を促して善良の風俗を保持するとともに、必要な防犯資機材を有償斡旋することにより、円滑かつ効果的な防犯活動を支援するために、次の事業を行う。

1 遊技業の健全化

(1) パチンコ店に対する立入調査の実施

山形県遊技業協同組合や山形県遊技業防犯協力会と共同して、年間を通じて県内の全てのパチンコ店、パチスロ店を対象に立入検査を行い、不正防止や健全営業について指導することにより、遊技業の健全化を図る。

(2) 広報・啓発活動

山形県遊技業協同組合や山形県遊技業防犯協力会の行う不正防止や防犯に関する広報・啓発活動に積極的に協力するほか、風俗営業管理者講習等を通じて適正営業についての指導を行う。

2 防犯資機材の斡旋

防犯ベスト、防犯帽子、防犯腕章、防犯手帳のほか、防犯ブザー、防犯ガイドブック、青パト活動マニュアル（山形県版）等の各種の防犯資機材の斡旋・販売を行う。

第4 その他

1 会議、研修会等の開催、出席

(1) 会議の開催

- ア 年度当初の理事会 (4月25日)
- イ 定時総会 (5月22日)
- ウ 理事会 (11月)
- エ 年度末理事会 (3月下旬)

(2) 全国防犯協会連合会・東北防犯協会連絡協議会等の会議等への出席

(公財)全国防犯協会連合会や東北防犯協会連絡協議会及び関係機関・団体が開催する会議や研修会等に積極的に出席し、情報交換、交流を促進する。

2 関連事業への参加・協力

関係機関・団体が行う事業で、当連合会の目的を達成するために必要な事業については、積極的に参加・協力し、協働体制の強化を図る。

3 その他

(1) 組織基盤の強化

ア 姿の見える活動の推進

ホームページや各市町村とのメール通信網を活用して、情報発信活動を積極的に行うとともに、当連合会の活動等を紹介するリーフレット等の作成、配付を行い、「姿の見える活動」を推進する。

イ 各地区防犯協会との関係強化

各地区防犯協会の行事等にも積極的に参加するとともに、各地区防犯協会の活動事例紹介などを通じて、地区防犯協会との触れ合い、対話を促進し、情報交換、関係強化を図る。

ウ 賛助会員の加入促進等による財政基盤の確立

地区防犯協会の協力を得ながら、賛助会員の加入促進活動を積極的に行い、財政基盤を強化する。

また、ホームページ等で賛助会員の紹介を行うとともに、防犯カレンダーや「防犯やまがた」等の送付、訪問活動を行い、賛助会員との絆を深める。

(2) 公益法人に係る年次報告等

ア 公益社団法人認定等に関する法律第22条第1項の規定による平成29年度の事業報告。(6月)

イ 山形県公益認定等審議会の立入検査受検。(6月)

ウ 公益社団法人認定等に関する法律第22条第1項の規定による平成30年度事業計画等の報告。(3月)

(3) 装備資機材の整備

必要に応じて、装備資機材の整備を行う。